平成２６年（フ）第２４８０号
大阪府豊中市新千里北町１丁目１番Ｃ７―109号
債務者　上田　悠介
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４８１号
大阪市鶴見区鶴見２丁目12番16号
債務者　石田ヨシ子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５２７号
大阪府八尾市植松町２丁目６番７号　シティーハイツ八尾303号
債務者　安田　　稔
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５３５号
大阪府高槻市川西町２丁目23番６号
債務者　茂本　靖子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５３７号
大阪府箕面市粟生間谷西４丁目２番16―404号
債務者　黒木　崇臣
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６１６号
大阪市港区港晴４丁目９番２号　円藤ビル205号
債務者　中川萬千江
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６１８号
大阪府寝屋川市太秦東が丘24番５号
債務者　葛迫真砂美こと　葛迫眞砂美
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２３号
大阪府泉大津市虫取町１丁目４番17―302号
債務者　城村　　抄
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２６３号
大阪府和泉市肥子町２丁目５番54―405号
債務者　松井まゆみ
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２６６号
大阪府泉南市樽井２丁目６番２号みどりの里、住民票上の住所大阪府泉南市信達市場1589番地の14
債務者　岨　　勲夫
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２７４号
大阪府和泉市幸１丁目８番１―712号
債務者　西口　壽紀
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１号
札幌市北区屯田６条４丁目３番１号　アルカサル参番館102号
債務者　佐藤　孝治
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３２号
札幌市豊平区福住２条１丁目４番13―303号
債務者　荒谷　法行
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７６５号
札幌市豊平区平岸８条12丁目３番70―512号
債務者　福原　政義
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７８１号
札幌市西区西町北４丁目３番１号　ラ・フレーズ101号
債務者　千葉あゆみ（旧姓長峰・吉崎）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９０号
札幌市手稲区新発寒７条２丁目２番17―102号
債務者　前田真智子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９９号
札幌市豊平区平岸１条13丁目６番16号　コーポラスナカ２
債務者　大保　正寿
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部